

★申込書2枚と封筒2枚が入っています。ご確認ください。



令和8年8月

シルバーピア入居者募集のしおり

～高齢者集合住宅～

都営・区営シルバーピア（高齢者集合住宅）とは

住宅に困っている65歳以上の方を対象とした、低額な家賃の集合住宅です。安全な日常生活を送れるように、手すりや緊急通報の装置等を設置しています。また、入居者の生活相談や緊急時対応などを行う生活援助員が居住または通勤しています。

都営シルバーピア（地元割当）

単身者向 5戸（6ページ）

二世帯向 2戸（6ページ）

●入居予定 令和9年3月以降

区営シルバーピア

単身者向 13戸（7ページ）

単身者向 1戸（7ページ）

（居室内で病死等があった住宅）

●入居予定 令和8年12月以降

今回の募集は、**65歳以上の方**を対象にしています。

- ① 足立区内に継続して3年以上居住している方が申込むことができます。
- ② シルバーピアへ入居するためには、一定の資格が必要です。8～9ページをご覧ください。
- ③ 都営シルバーピア地元割当（桃色）・区営シルバーピア（白色）の2種類の申込書・封筒が入っています。両方申込むことができます。
- ④ 令和8年8月3日～12日の都営住宅公募に申込まれた方も、資格があればこの募集に申込むことができます。

申込書 配布期間

令和8年8月21日（金）～28日（金）

（土・日を除く）

申込書 受付期間

令和8年8月21日（金）～31日（月）

●郵送の場合は、8月31日（月）までの消印有効

●足立区役所 中央館4階 住宅課に持参の場合は、8月31日（月）午後5時まで（土・日を除く）

抽せん日

令和8年9月15日（火）午前10時から（30分程度）

足立区役所中央館4階 401会議室

●抽せん番号の通知の発送は9月8日（火）頃です。

●抽せん結果の通知の発送は9月24日（木）頃です。

●抽せん会への出欠は当落に一切影響ありません。

※手話通訳をご希望の方は、9月7日（月）までにお申し出ください。

募集に関する 問い合わせ先

足立区 住宅課 住宅管理係

【午前8時30分から午後5時（土・日、祝日休）】

TEL 03(3880)5938 FAX 03(3880)5615

※この募集のしおりは、結果が届くまで（抽せんに当せんされた方は入居まで）保管してください。

今回の募集について

抽せんにより都営シルバーピア(地元割当)または区営シルバーピアの使用予定者となる方を決めるための募集です。抽せんでご当せんした方を資格審査対象者とし、さらに資格審査に合格した方が、都営シルバーピア(地元割当)または区営シルバーピアの使用予定者となります。

なお、都営シルバーピア(地元割当)は、東京都から足立区に募集を割り当てられた住宅で、東京都住宅供給公社が管理しています。区営シルバーピアは、足立区が民間住宅を借り上げた住宅で、足立区が管理しています。

申込み方法

- ① 申込書に必要事項を記入してください。(記入例：4ページ)
- ② 申込書の右側にある2枚のはがきに85円切手をはってください。
※はがきは切り離さないでください。
※切手をはっていないもの、料金が不足しているものは、抽せん番号・抽せん結果の通知ができませんが、申込書に不備がなければ抽せんはいたします。
- ③ 申込用封筒に申込書を入れ、110円切手をはって郵送、または足立区役所中央館4階住宅課へ持参してください。なお、郵送で郵便料金の不足の場合は受け取りできません。
※郵送の場合で、申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に「〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所住宅課宛」と記載して郵送してください。なお、郵便料金不足の場合は受け取りできませんので、封筒サイズ等郵便料金にご注意ください。

申込みにあたっての注意

- ① 申込みは、募集別(都営(地元割当)・区営)にそれぞれ**1人につき1通のみ有効**です。それぞれ1世帯で2通以上の申込み(重複申込)をしたとき、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき(同居親族欄に記入しているものも含む。)、**すべての申込みが無効**となります。
- ② 複数の申込地区に○を記入した場合、または未記入の場合、**その申込みが無効**となります。
- ③ 申込み後、地区、申込者、入居予定者の変更はできません。また、理由を問わず申込書等は返却しません。
- ④ 証明書類(源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など)を添付する必要はありません。抽せん後、資格審査のときに提出していただきます。
- ⑤ 他の公営住宅の募集で、すでに合格・登録されている方は、原則として申込みません。また、他の募集で先に合格・登録となった場合も、今回の募集は自動的に失格となります。
- ⑥ 以前、都営・区営住宅(シルバーピアを含む。)にお住まいであった方または現在お住まいの方で、都営・区営住宅使用料等に未納分のある方は、資格審査のときまでにお支払いいただきます。

こんなときは…

- ① 「**申込み後、住所が変わった。**」
最寄の郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知を受け取れるようにしてください。
※**審査対象者・補欠者となった場合・・・住宅課に新しい住所の届けが必要です。**
住宅課窓口にご直接お越しいただくか、はがきにて ㊦募集時期「令和8年8月募集シルバーピア」
㊧申込地区番号 ㊨抽せん番号 ㊩旧住所 ㊪新住所および郵便番号 ㊫電話番号 ㊬申込者名 を明記の上、下記住所へ送付してください。
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 住宅課 住宅管理係(中央館4階)
- ② 「**抽せん番号の通知が送られてこない。**」
切手のはり忘れや料金不足、あて先不明などがあると通知を発送できませんが、申込書に不備がなければ抽せんの対象になります。
- ③ 「**抽せん結果の通知が送られてこない。**」
10月2日以降に、申込地区番号を確認のうえ、下記へお問い合わせください。
- ④ 「**当せんしたのに資格審査の書類が送られてこない。**」
10月9日までに資格審査の書類が届かない場合、下記へお問い合わせください。なお、通知で指定した期限までに書類の提出や連絡がない場合は、失格となります。
足立区 住宅課 住宅管理係 Tel 03(3880)5938

申込みから入居まで

～申込みから抽せんまで～

申込書配布期間

8月21日（金）～28日（金）

申込書受付期間

8月21日（金）～31日（月）

- ・郵送の場合、8月31日までの消印有効
- ・住宅課に持参の場合、8月31日午後5時まで

抽せん番号の通知

9月8日（火）頃、発送予定

※無効の場合、その理由を明記して通知します。

公開抽せん

9月15日（火）午前10時から
（30分程度）

足立区役所 中央館4階 401会議室

※抽せん会への出欠は当落に一切影響はありません。
〈結果発表〉

- 抽せん後～9月30日（水）
足立区役所中央館4階住宅課に掲示予定
- 9月17日（木）～28日（月）
各区民事務所に掲示予定
- 9月16日（水）～30日（水）
足立区ホームページに掲載予定
(<https://www.city.adachi.tokyo.jp/>)

抽せん結果の通知

9月24日（木）頃、発送予定

※抽せん結果のはがきが届かない場合は
10月2日以降にお問い合わせください。

落せん

当せん（資格審査対象者）

◇補欠者の繰り上げ◇

- 補欠者は、審査対象者の中から辞退等があった場合、順次繰り上げて審査の通知をします。
- ※補欠者の辞退等により、審査対象者に欠員が生じた場合は、補欠者の次の番号から順次審査対象者とします。（既に審査を終了した方は除きます。）

～資格審査から入居まで～

資格審査

資格審査対象者には、10月中に書類を郵送します。
必要な書類を持参のうえ、指定日に足立区役所にて、資格審査を受けていただきます。

- ★この審査に合格しないと入居できません。
- ★提出された書類はお返しいたしません。

合格通知発送

合格通知は、必要な書類をすべて提出していただいたあと、2か月以内に発送する予定です。

都営シルバーピア 入居資格者

住宅のあっせん および入居説明会 通知書ほか

足立区から東京都住宅供給公社へ合格者を報告します。
東京都住宅供給公社が
使用許可日の約1か月
半前に通知します。

区営シルバーピア 入居資格者

入居手続きについて足立区から使用許可日の約1か月前に通知します。

入居手続き

使用許可日の約1週間前（都営は約2週間前）

- ①入居手続きまでに、保証金として住宅使用料の2か月分をお預かりします。
- ②入居にあたり連絡先1か所の届け出が必要です。次のいずれかを満たす必要があります。
 - 個人の場合：日本国内に住所を有する成人で、使用者の入居する都営住宅または区営住宅に同居しない方
 - 法人の場合：日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

入居

使用許可日から15日以内に入居してください。

都営シルバーピア（地元割当）の申込書（桃色）の書き方

※区営シルバーピア（白色）もこの見本を参考にしてください。

見本

希望する申込地区番号の（ ）に必ず○を記入してください。申込みができる地区番号は1つです。

申込後の名義人の変更はできませんので、ご注意ください。

85円切手を2か所はります。
※はっていない場合や料金不足の場合、抽せん番号・抽せん結果の通知を発送いたしません。

※申込書の受付は令和8年8月31日（月）午後5時までです。（郵送は8月31日消印有効）

令和8年8月 都営シルバーピア（地元割当）使用申込書 ☆募集のしおりで入居資格をご確認ください。
令和8年8月 ○ 日 ☆太線枠内のみご記入ください。

（提出先）
足立区長

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者（現に同居し、または同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、使用予定者の決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、監視庁へ照会がなされることに同意します。

① 入居を希望する申込地区番号の（ ）のどれか一つに○をつけてください。※詳しくは、しおりの6ページをご覧ください。

申込地区番号 住宅名	単身者向	二人世帯向
	(○) 1地区 六月一丁目第4	() 21地区 大谷田一丁目第4
		() 22地区 六月一丁目第4

② 申込者についてご記入ください。なお、申込者が入居後の名義人となります。 ※申込み後の名義人の変更はできません。

現住所 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立アパート301	フリガナ 氏名 氏名 氏名	フリガナ 氏名 氏名 氏名	生年月日 大正(昭和) 〇〇年〇〇月〇〇日 満(△△)歳 ※65歳以上(昭和36年8月29日以前生まれ)の方が申込みます。	足立区に引き続き居住している年数 〇〇年 ※申込日までに足立区内に継続して3年以上居住の方が申し込みます。
平日の日に 連絡のつく 電話番号 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇	外国人の婚姻 通称名	氏名		

③ 申込者を含めた現在の同居親族の人数をご記入ください。
現在は申込者を含めて 1 人で暮らしています。 → ※単身者向の場合、原則として、親族と同居している方は申し込みません。
詳しくは、しおりの8ページの3をご覧ください。

④ 同居予定の方についてご記入ください。

氏名	続柄	生年月日
フリガナ		大正・昭和 年 月 日生 (満 歳)

⑤ 申込者または同居予定者の所得税法上の扶養親族で、入居しない方がいる場合は、以下にその方の氏名をご記入ください。

氏名	氏名	氏名

⑥ 世帯の所得は所得基準内ですか。以下の□に✓をつけてください。
☒ はい。所得基準内です。 → ※所得基準を超える場合は申込みできません。詳しくは、しおりの8・9ページの4をご覧ください。

⑦ 入居する方に、土地や建物の所有者はいますか。いずれかの□に✓をつけてください。所有している場合は、申込み理由をご記入ください。
☒ いまません ☐ います(理由) ※しおりの8・9ページの5をご覧ください。

⑧ 現在どの住宅にお住まいですか。□に✓をつけてください。

☒ 1. 賃貸アパート・マンション	☐ 2. 借家	☐ 3. 社宅・寮	☐ 4. 区営住宅
☐ 5. 戸賃貸住宅	☐ 6. 公営住宅	☐ 7. 都民住宅	☐ 8. 都営住宅
☐ 9. 親族の持家	☐ 10. 自分の持家	☐ 11. 施設	☐ 12. その他

※賃貸住宅にお住まいの方 →以下に家賃を記入。	※住宅が狭い理由での申込み →以下に住戸専用面積を記入。	※9～12を選んだ方 →以下にその事由を記入。
月額 〇〇〇〇〇 円 (共益費・駐車場代を除く。)	住戸専用面積 _____ m ²	(例：子の持家、売買契約中、知人宅、施設名等)

郵便はがき

85円切手をはってください。

1208510

申込者ご住所
足立区 中央本町1-17-1
足立アパート301

申込者名
〇〇 △△ 様

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 住宅課 住宅管理係
住宅課記入欄（記入しないでください。）
申込地区番号 抽せん番号

※切りはならないこと。
郵便はがき

85円切手をはってください。

1208510

申込者ご住所
足立区 中央本町1-17-1
足立アパート301

申込者名
〇〇 △△ 様

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 住宅課 住宅管理係
住宅課記入欄（記入しないでください。）
申込地区番号 抽せん番号

結果

8～15ページを
ご覧ください。

8～9ページを
ご覧ください。

申込書の種類をお間違いないように。
都営シルバーピア（地元割当）の申込書…桃色の用紙
区営シルバーピアの申込書…白色の用紙 ※単身者向のみ

書き間違えたとき

訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

85円切手2枚を忘れずにはってください。

不足している場合、抽せん番号・抽せん結果の通知を送付いたしません。

郵送で申込みの方は、申込用封筒にも110円切手をはってください。料金不足の場合受け取りできません。

ご注意

申込書の郵送販売および、申込みの代行を行う業者がありますが、これらの業者は、東京都および足立区とは全く関係ありません。

シルバーピアの入居にあたっての留意事項

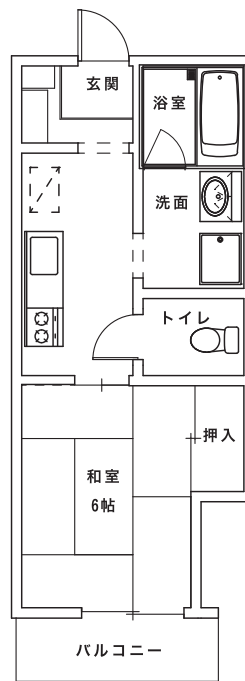
- 1 使用料のほかに入居者の負担する費用があります（支払い義務）。
共用設備の維持管理等の東京都または足立区に支払う共益費・・・月500円～6,000円
共同施設の電気料、排水管清掃等自治会等に支払う共益費・・・月1,500円～5,000円
- 2 使用权の譲渡・転貸や、入居者以外の方を同居させることはできません。
- 3 廊下・階段などの共用部分や敷地内の清掃、草刈り等は、入居者の方が行います。
- 4 ペット（犬・猫等）の飼育禁止や、石油ストーブの使用禁止などの管理規則を守っていただきます。
- 5 居宅内で使用した光熱水費等は、入居者各自の負担になります。
- 6 入居に際して、連絡先1か所の届け出が必要です。
- 7 入居後、日常生活に介助が必要になった場合は、地域に住む高齢者と同様に既存の在宅福祉サービスを利用していただきます。
- 8 住宅使用料および共益費のお支払いは、原則として口座振替となります。
- 9 住宅使用料を3か月以上滞納したときは、使用許可を取り消し、明け渡していただきます。

※詳しくは、入居手続きのご案内時にご確認願います。

参考

シルバーピアの標準間取り図
(単身者向の場合)

※実際と異なることがありますので、参考としてご覧ください。



募集する住宅（都営シルバーピア地元割当）

1 募集する都営シルバーピアについて

- (1) 居室内は、一部補修を行っております。
- (2) すべて浴槽付、エレベーター付です。
- (3) 交通機関の「バス停」は、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

2 都営シルバーピアの使用料について

- (1) 募集地区一覧の使用料の欄には、最低金額と最高金額を記載しています。
- (2) 記載している使用料は、募集のしおりを作成した時点での額です。入居時には改定されている場合があります。
- (3) 毎年6月の収入報告により認定された世帯の所得、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。

【都営シルバーピア】

桃色の申込書

◎ 単身者向住宅				入居時期… 令和9年3月以降		
申込地区番号	住宅名（主な所在地）	募集戸数	間取り専用面積	交通機関	予定使用料（円）	建築年度
1	六月一丁目第4アパート （六月1-3 ほか）	5	和6・DK （31～35㎡）	東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」から都営バス「平野町」下車徒歩約4分	16,300～36,600	平成3～7
◎ 二人世帯向住宅 ※単身者不可				入居時期… 令和9年3月以降		
申込地区番号	住宅名（主な所在地）	募集戸数	間取り専用面積	交通機関	予定使用料（円）	建築年度
21	大谷田一丁目第4アパート （大谷田1-14）	1	和6・和6・DK （52㎡）	JR常磐線「亀有駅」から東武バス「大谷田」下車徒歩約2分	26,800～52,700	平成3
22	六月一丁目第4アパート （六月1-4）	1	和6・和6・DK （53㎡）	東武伊勢崎線（スカイツリーライン）「竹ノ塚駅」から都営バス「平野町」下車徒歩約4分	27,200～53,400	平成3

※二人世帯向シルバーピアに申込後、資格審査対象者になった方が死亡により単身になった場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。

参考

令和8年2月下旬募集 都営シルバーピア地元割当・区営シルバーピア入居者募集抽せん倍率

【都営】住宅名	倍率	【区営】住宅名	倍率
【単身者向】六月一丁目第4アパート	19.3	【単身者向】シルバーピア東綾瀬	25.0
【単身者向】西綾瀬三丁目第2アパート	44.0	【単身者向】シルバーピア谷中	9.0
		【単身者向】シルバーピア梅島	57.0
		【単身者向】シルバーピア鹿浜	9.0

募集する住宅（区営シルバーピア）

1 募集する区営シルバーピアについて

- (1) 居室内は、一部補修を行っております。
- (2) すべて浴槽付、エレベーター付です。
- (3) 交通機関の「バス停」は、変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 足立区が民間住宅を借り上げた住宅です。

2 区営シルバーピアの使用料について

- (1) 募集地区一覧の使用料の欄には、最低金額と最高金額を記載しています。
- (2) 記載している使用料は、募集のしおりを作成した時点での額です。入居時には改定されている場合があります。
- (3) 毎年6月の収入報告により認定された世帯の所得、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。

【区営シルバーピア】

白色の申込書

◎ 単身者向住宅

入居時期… 令和8年12月以降

申込地区番号	住宅名（所在地）	募集戸数	間取り 専用面積	交通機関	予定使用料 （円）	建築 年度
51	シルバーピア東綾瀬 （東綾瀬2-3）	2	和6・K 27㎡	JR常磐線「綾瀬駅」下車 徒歩約12分	14,300～ 28,200	平成 4
52	シルバーピア谷中 （谷中5-13）	4	和6・K 26㎡	東京メトロ千代田線 「北綾瀬駅」下車徒歩約14分	13,500～ 27,200	平成 5
53	シルバーピア梅島 （梅島1-6）	2	和6・K 29～32㎡	東武伊勢崎線（スカイツリー ライン）「梅島駅」下車徒歩 約6分	15,400～ 33,100	平成 6
54	シルバーピア鹿浜 （鹿浜2-3）	2	和6・K 25㎡	東武伊勢崎線（スカイツリー ライン）「西新井駅」から 国際興業バス「鹿浜橋」下車 徒歩約4分	12,800～ 25,200	平成 7
55	シルバーピアーツ家 （一ツ家1-28）	3	和6・K 31㎡	つくばエクスプレス 「六町駅」下車徒歩約17分	16,000～ 31,800	平成 9

居室内で病死等があった住宅

申込み上の注意 ※次の点をご承知のうえでお申込みください。

- (1) 事故内容の具体的な状況については、お答えできません。
- (2) 入居後、居室内で病死等があった住宅であることを理由に、他の住宅へ変更することはできません。
- (3) 居室内で病死等があった住宅であることを理由に、使用料が減額されることはありません。

◎ 単身者向住宅

入居時期… 令和8年12月以降

申込地区番号	住宅名（所在地）	募集戸数	間取り 専用面積	交通機関	予定使用料 （円）	建築 年度	事故 内容
61	シルバーピア谷中 （谷中5-13）	1	和6・K 26㎡	東京メトロ千代田線 「北綾瀬駅」下車 徒歩約14分	13,500～ 26,500	平成 5	病死 同日 発見

単身者向シルバーピアの入居資格

申込書配布期間（令和8年8月21日～28日）に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 65歳以上であること

65歳以上（昭和36年8月29日以前の生まれ）であること。

2 足立区内に継続して3年以上居住していること

令和5年8月29日以前から足立区内に継続して3年以上居住していることが、住民票等で証明できること。
外国人については、特別永住者または中長期在留者で継続して審査日までの在留資格も確認できること。

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票での世帯分離を含む。）。

（1）配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」もしくは「東京都パートナーシップ宣誓制度」による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方（以下、「パートナー」という。）を含む。）がいないこと。

（2）現に同居または別居いずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（3）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

（3）同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

ア 同居している親族全員が、申込み後から資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、資格審査のときにそのことを証明できる必要があります。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

★入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

※住戸専用面積には、バルコニーは含まれません。

4 所得が定められた基準内であること

所得が、所得基準の範囲内であること。

所得基準 **0円～2,568,000円**

★所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の所得から差し引いてください。

★所得の計算方法等については、10～15ページをご覧ください。

5 住宅に困っていること

（1）土地または建物の所有者（共有持分がある方、借地上に建物を所有している方を含む。）でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である建物を所有している方で、その建物を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により土地または建物の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

（2）現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

二人世帯向シルバーピアの入居資格

申込書配布期間（令和8年8月21日～28日）に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が65歳以上であること

65歳以上（昭和36年8月29日以前の生まれ）であること。

2 申込者が足立区内に継続して3年以上居住していること

令和5年8月29日以前から足立区内に継続して3年以上居住していることが、住民票等で証明できること。
外国人については、特別永住者または中長期在留者で継続して審査日までの在留資格も確認できること。

3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票での世帯分離を含む。）。

- (1) 申込書配布期間に、同居している65歳以上（昭和36年8月29日以前の生まれ）の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。※おおむね60歳以上とは、申込書配布期間に57歳以上（昭和44年8月29日以前生まれ）の方
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ資格審査のときに続柄欄が「未届の夫(または妻)」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーがいる方の申込みは、資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方
 - イ 申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族等から扶養されていない方で、3親等内の血族または姻族であること。
- (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者または中長期在留者で、上記(1)から(3)のほか、に申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票等で証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得が、所得基準の範囲内であること

所得基準 0円～2,948,000円

★申込者または同居親族に所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込世帯の所得から差し引いてください。

★所得の計算方法等については、10～15ページをご覧ください。

★同居親族が57歳以上60歳未満の配偶者で、次の※にあてはまらない場合、

所得基準 0円～2,276,000円

※心身障がい者（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級等所持者）世帯、原子爆弾被爆者世帯、海外からの引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯等

5 住宅に困っていること

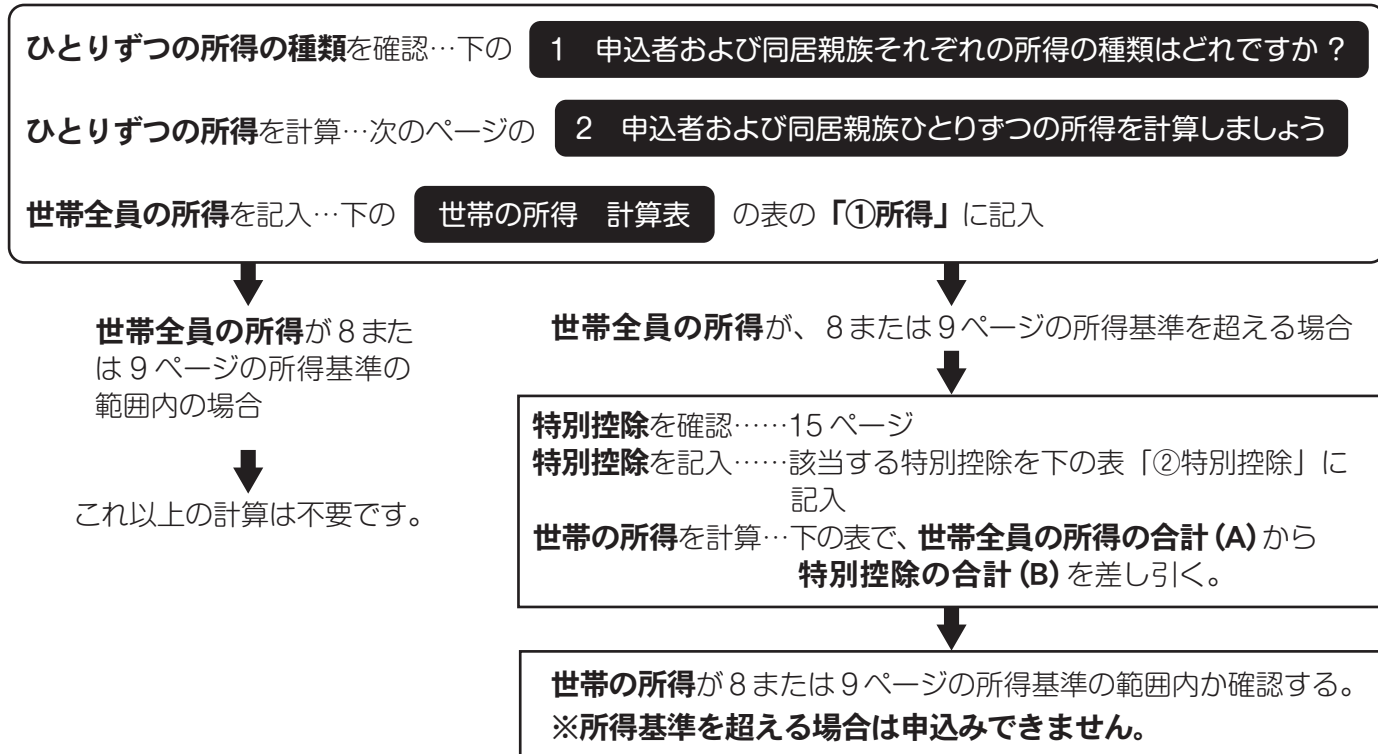
- (1) 申込者および同居親族に、土地または建物の所有者（共有持分がある方、借地上に建物を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である建物を所有している方で、その建物を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により土地または建物の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得基準の確認方法

以下の手順にしたがって、8ページまたは9ページの所得基準の範囲内かお確かめください。



世帯の所得 計算表

10～14ページを参考に計算した**世帯全員の所得を合計（下表（A））**し、上記の所得基準表の範囲内かお確かめください。その所得基準を超える場合、15ページを確認し、該当する**特別控除の合計（下表（B））**を差し引き、上記の所得基準表の範囲内かお確かめください。

所得がある方の 名前	①所得 マイナスになる場合は0円と記入	②特別控除（15ページ参照）		世帯の所得 (A) - (B)
	円	老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除		
	円	計	円	
	円	寡婦・ひとり親控除		
	円		円	
世帯全員の所得 の合計 (A)	円	特別控除の 合計 (B)		

- =

1 申込者および同居親族それぞれの所得の種類はどれですか？

給与所得

給与、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

年金所得

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金、企業年金などの所得です。遺族年金・障害年金の所得は0円です。個人年金は雑所得です。

2 申込者および同居親族ひとりずつの所得を計算しましょう

所得計算上の注意

- 計算の対象としないもの ※次にあてはまる収入については**所得を0円**とします。
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料や支援給付金等の非課税所得
 - ・退職金等の一時的な所得
- 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得を計算してから合計します。

都営住宅・区営住宅の所得の入居資格の有無は、**原則として「前年の所得」**により判断します。前年の世帯の所得が所得基準を超える場合で、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があるため、現在の所得が減少している方については「**現在の所得**」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※病気等で休職のため申込書配布期間まで収入がなく資格審査日まで退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できる必要があります。

ない

ある

退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入（12ヵ月分に推定）を含めて比較してください。

前年

現在

- 例1 A社で仕事 → 退職 → 再就職B社 ⇒ 前年の所得とB社の所得を比較する。
- 例2 自営業 → 廃業 → 年金受給開始 ⇒ 前年の所得と年金を比較する。
- 例3 C社で仕事 → 退職 → 無職・無収入 ⇒ 現在収入がないため計算は不要です。

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- ・次のページの【「前年の所得」を計算する】へすみ、収入のある方ひとりひとり別々に所得の計算を行ってください。
- ・計算した所得を10ページ世帯の所得計算表「①所得」に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- ・次ページ【「現在の所得」を計算する】へすみ、所得を計算してください。
- ただし、現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- ・収入のある方ひとりひとり別々に所得計算を行ってください。
- ・計算した所得を10ページ世帯の所得計算表「①所得」に記入してください。

「前年の所得」を計算する

収入の種類(給与・事業等・年金)に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 前年の【給与所得】を計算する

- ・ 昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- ・ 「都営・区営住宅の所得」は、税法上の所得から100,000円を控除したものです。

(1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

給与所得控除後の金額^アの欄に記入されている額が税法上の所得です。この額から100,000円差し引いた額が「都営・区営住宅の所得」です。

(2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の①支払金額の合計額を13ページ2の表の「収入額」にあてはめて「都営・区営住宅の所得」に換算してください。

(3) 源泉徴収票がない場合

13ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営・区営住宅の所得」を計算してください。

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票									
支を受ける 支払を受ける 住所又は居所		(受給者番号)							
		(税額番号)							
		(役職名)							
		(フリガナ)							
		氏名							
職 別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整前金額)		所得控除の額の合計額			
内		イ		ア		千 円			
配偶者の特別 控除の有無等		配偶者の特別 控除の額		除税対象家族世帯員の数 (配偶者を除く)		納税者 の人数		国民年金 賦課済者の 数	
名 氏等		千 円		円 人 人 人 ………		人 人 人 人 人 人		人 人 人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅手当		千 円	
内		千 円		円 千 円		円 千 円		円 千 円	

2 前年の【事業所得】を計算する

- ・ 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得を確認してください。
⑫から⑪を差し引いた額が所得です。
 - ・ 確定申告していない場合は 14 ページ **【事業等所得を計算する】**の表を利用して昨年 1 月から 12 月までの所得を計算してください。資格審査のときには確定申告していることが必要です。
- ※ 申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を 13 ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営・区営住宅の所得」に換算してください。

所得金額等	事業等①								
	農業②								
	不動産③								
	利子④								
	配当⑤								
	給与区分 □ □ □	⑥							
	公的年金等⑦								
	雑業務⑧								
	その他⑨								
⑦から⑨までの計⑩									
総合課税一円超＋((㉙+㉚)×1%) 合算⑪		(1)							
(1)から⑩までの計十位未満⑫		(2)							

3 前年の【年金所得】を計算する

③ 昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。

この額と年齢を14ページ【年金収入から年金所得を計算する】
の表にあてはめて「都営・区営住宅の所得」に換算してください

令和 7 年分 公約年金等の源泉徴収票										
支払を受ける者		姓(氏)名 住所								
		フリガナ 氏名								
区 分			支 払 金 額							
所得税法第203条の3第1号適用			円							
所得税法第203条の3第2号適用			円							
所得税法第203条の3第3号適用			円							
所得税法第203条の3第4号適用			円							
本人			円							
配偶者	その他	親	子	孫	兄弟姉妹	特定	老人	その他	扶養親族の世帯	特別

「現在の所得」を計算する

収入の種類(給与・事業等・年金)に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 現在の【給与所得】を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
13ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営・区営住宅の所得」を計算してください。なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得を0円とします。

2 現在の【事業等所得】を計算する

14 ページ【事業等所得を計算する】の表を利用して、12 か月分の所得を計算してください。
すでに廃業した事業については所得を 0 円とします。

3 現在の【年金所得】を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を14ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営・区営住宅の所得」に換算してください。

【給与収入から給与所得を計算する】

1 はじめに、給与収入を計算する

① 働いた年月		② 給与（諸手当を含む）	③ 賞与
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
合計	か月（A）	円（B）	円（C）

④ $\frac{\text{給与計 (B)}}{\text{働いた月数 (A)}} \times 12 + \text{賞与計 (C)} = \text{12 か月分の収入額}$

計算上の注意

①働いた年月
月の途中から仕事を始めた場合は、その月は「働いた年月」に含めないでください。

②給与（諸手当を含む）
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、交通費、定期代などの課税対象外の収入は除いてください。

③賞与

④12 か月分の収入額の計算

- ・働いた月数（A）が12 か月ある場合は、給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です
- ・働いた月数が12 か月ないときは、平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。
- ・申込みの時点で、まだ1 か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12 倍して、12 か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してください。

★「前年の所得」を計算する場合
前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

2 次に、上記で計算した収入を「都営・区営住宅の所得」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得	都営・区営住宅の所得
651,000 円未満	所得は 0 円	0 円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	12 か月分の収入額 - 650,000 円	税法上の所得 - 100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 $\boxed{\text{12 か月分の収入額}} \div 4 = A$ → A の 1,000 円未満を切り捨てた額 = B → B を右の計算式にあてはめてください。	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	$B \times 2.8 - 80,000 \text{ 円}$	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	$B \times 3.2 - 440,000 \text{ 円}$	
8,500,000 円以上	12 か月分の収入額 $\times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$	

●「都営・区営住宅の所得」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください

計算した「都営・区営住宅の所得」を10ページ世帯の所得計算表「①所得」欄に記入してください。

【事業等所得を計算する】

① 営業した年月		② 収入 - 必要経費 = 所得	
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
年	月	—	=
合計	か月 (A)	所得金額計	円 (B)

③

所得の合計 (B)	× 12 =	12 か月分の所得
営業した月数 (A)		

計算上の注意

- ①営業した月数
- ②月別の所得
- ③所得の計算
- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得を計算してください。
 - ・申込みする月の前月からさかのぼって12か月分の所得を計算してください。
 - ・現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。
- ★「前年の所得」を計算する場合
前年1月から12月までの実際の所得を計算してください。収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得です。

計算した所得を10ページ世帯の所得計算表「①所得」欄に記入してください。

【年金収入から年金所得を計算する】

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営・区営住宅の所得」に換算してください。
年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりずつ個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税金上の所得	都営・区営住宅の所得
65 歳以上 (昭和36年8月29日以前の生まれ)	1,100,000円まで	所得は 0 円	0 円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 — 1,100,000 円	税法上の所得 —100,000 円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 — 275,000 円	
65 歳未満 (昭和36年8月30日以降の生まれ)	600,000円まで	所得は 0 円	0 円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 — 600,000 円	税法上の所得 —100,000 円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 — 275,000 円	

「所得」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

計算した「都営・区営住宅の所得」を10ページ世帯の所得計算表「①所得」欄に記入してください。

特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるかお確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
(ア) 老人扶養控除	1 人につき 10 万円	所得税法上の扶養対象親族で 70 歳以上の方	(工) の特別障害者控除を受ける方は (ウ) の障害者控除をあわせて受けることはできません。
(イ) 特定扶養控除	1 人につき 25 万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者を除く。)で 16 歳以上 23 歳未満の方	
(ウ) 障害者控除	1 人につき 27 万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で 3 度・4 度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で 2 級・3 級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で 3 級～6 級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第 4 項症～第 2 目症の方 ⑤ 65 歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
(工) 特別障害者控除	1 人につき 40 万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で 1 度・2 度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で 1 級・2 級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第 3 項症の方 ⑤ 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 ⑥ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧ 65 歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

1 の特別控除額の合計 万円 → 10 ページの世帯の所得計算表「②特別控除」欄へ

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。
ただし、所得が特別控除額よりも少ない場合は、その所得と同額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方
(オ) 寡婦控除	27 万円	① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有し、かつ所得が 500 万円以下であること ② 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、所得が 500 万円以下であること（「扶養親族または生計を一にする子」がいない方もあてはまります。）
(カ) ひとり親控除	35 万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を有し、かつ所得が 500 万円以下であること。
・「婚姻していない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者等がいない場合をいいます。 ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および所得が 58 万円以下であることが必要です。		

※(カ)ひとり親控除に該当する方は、(オ)寡婦控除の適用はありません。

2 の特別控除額の合計 万円 → 10 ページの世帯の所得計算表「②特別控除」欄へ

※表中の 16 歳以上 23 歳未満の方とは平成 15 年 8 月 23 日～平成 22 年 8 月 29 日生まれの方

※表中の 65 歳以上の方とは昭和 36 年 8 月 29 日以前生まれの方

※表中の 70 歳以上の方とは昭和 31 年 8 月 29 日以前生まれの方

区営住宅等次回募集予定日程

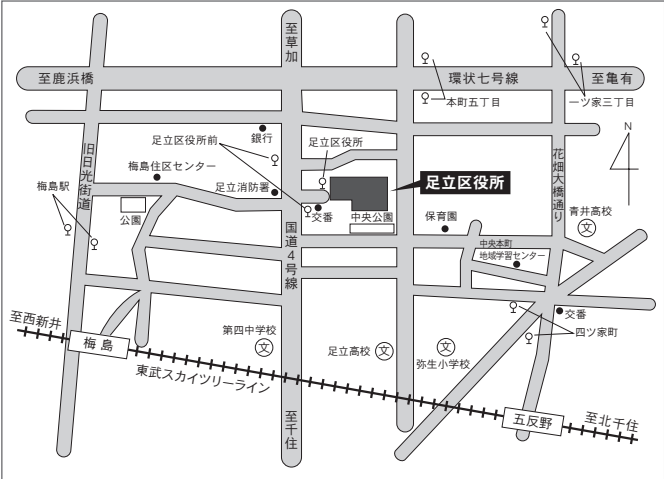
募 集 住 宅	募 集 日 程	申込書配布場所
区営住宅 (家族向・単身者向) ※単身者向がない場合もあります。	令和8年11月19日(木)～27日(金) (予定)	足立区役所 住宅課(4階) 戸籍住民課(1階)
都営住宅地元割当 (家族向・単身者向) ※割当があった場合実施します。		
区営シルバーピア(単身者向)	令和9年2月17日(水)～25日(木) (予定)	各区民事務所
都営シルバーピア地元割当 (単身者向・二世帯向) ※割当があった場合実施します。		

都営・区営住宅の年間募集予定

募 集 住 宅	募 集 期 間	対 象 世 帯	お 問 合 せ 先
都営住宅	定期募集 5月上旬 11月上旬	世帯向(家族・単身者) 若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む) 向(定期使用住宅)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 03(3498)8894 テレホンサービス 03(6418)5571 ※毎月募集について詳しくは公社ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/ をご覧ください。
	8月上旬 2月上旬	家族向(ポイント方式)・単身者向・シルバーピア	
	毎月募集 毎月中旬から下旬	結婚予定者向等 単身者向(不定期)	
	随時募集 随時	家族向 単身者向(不定期)	
区営住宅 都営住宅(地元割当)	定期募集 5月下旬 11月下旬	家族向・単身者向	足立区 住宅課 住宅管理係 下記参照
	8月下旬 2月下旬	シルバーピア	

- ※ 募集期間、募集の内容等については、今後変更することがあります。
- ※ このしおりに同封されている申込書で取得した個人情報、募集事務以外には利用しません。なお、資格審査時に提出していただく書類等により取得した個人情報は、都営・区営住宅入居後の都営・区営住宅管理業務において利用させていただきますので、ご了承ください。

<案内図>



〒120-8510
 足立区中央本町一丁目17番1号
 足立区役所 中央館4階
 住宅課 住宅管理係
 TEL 03 (3880) 5938 (直通)
 FAX 03 (3880) 5615

足立区ホームページ
 (https://www.city.adachi.tokyo.jp/)
 ※申込書配布期間中、募集のしおり・申込書を掲載しています。

